

障がい者(児)への補助 制度をご活用ください

障がい者(児)を支援するため

の各種制度などをご紹介します



特別障害者手当

在宅の身体、知的、精神に著しく障がいのある方に対し、一定の手当を支給します。

- 支給対象者 20歳以上であって、著しく重度の障がいの状態にあるため日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の障がい者。
- 手当額 月額27,200円
※手当額は毎年改定されます。申請に関する詳細についてはお問い合わせください。

障がい者(児)福祉サービス (自立支援給付)

障がい者(児)の日常生活を支えるさまざまなサービスを利用できます。

- 居宅介護(ホームヘルプ)、短期入所(ショートステイ)、生活介護、就労継続支援 共同生活援助(グループホーム)、施設入所支援など
- 放課後等デイサービス、児童発達支援、保育所等訪問支援など
- 補装具、日常生活用具、自立支援医療、(新)高額障害福祉サービス等給付費など
- ※詳細についてはお問い合わせください。

軽度・中等度難聴児 補聴器購入費等助成

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児に対して、補聴器の購入費用などの一部を助成します。

- 対象経費 補聴器の購入、修理費
- 助成額 原則として基準額の3分の2
- ※助成対象条件などの詳細についてはお問い合わせください。

ヘルプマーク・ヘルプカードの交付



内部障がいや難病の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方に対して、ヘルプマーク、ヘルプカードを交付します。

※ヘルプマークの申請には、原則として各種障害者手帳や難病を証明する書類などが必要です。詳細についてはお問い合わせください。

障がい児福祉手当

- 支給要件 20歳未満であって、障がいの状態にあり、日常生活において常時介護を必要とする在宅の障がい児。
- 手当額 月額14,790円
※手当額は毎年改定されます。申請に関する詳細についてはお問い合わせください。

特別児童扶養手当

身体、知的、精神のいずれかに中等度以上の障がいがある20歳未満の児童を養育している父母、または養育者に支給されます。障がいの程度は原則として医師の診断書により判定されますが、障害者手帳の障がい部位・程度により診断書の提出が省略できる場合があります。

- 支給要件 対象児童が一定の障がい状態にあること(診断書などにより県が認定します)。対象児童が20歳未満であること。児童が施設などに入所していないこと。支給を受けようとする父母、養育者の前年所得が基準額以内であることなどがあります。
- 手当額 1級(重度)月額52,200円/2級(中等度)月額34,770円
- ※手当額は毎年改定されます。申請に関する詳細についてはお問い合わせください。

身体障がい者タクシー等 利用料金助成

身体に重度の障がいがある方の日常生活の利便を図るため、タクシー料金の一部を助成します。

- 内容 利用券1枚につき、タクシーなどの小型車利用料金(上限560円)を助成します。ただし利用券の使用は1回乗車につき1枚です。
- 交付方法 1人につき年度あたり24枚を交付
- ※上半期(4月～9月分)を期間内に12枚、下半期(10月～翌年3月分)を期間内に12枚交付
- ※助成対象条件の詳細についてはお問い合わせください。

宮崎県おもいやり駐車場制度

障がいのある方や高齢の方、妊産婦など歩行が困難と認められる方に対して、「おもいやり駐車場利用証」を交付しています。この利用証を利用し、提携した商業施設、病院、銀行、官公庁など公共の施設で優先して駐車することができます。

※手帳の等級や介護保険の要介護度などの交付基準がありますので、詳細についてはお問い合わせください。

重度心身障害者介護手当

一定の条件を満たす65歳未満の重度心身障がい者と同居する家族で、この方を介護する方を対象に月額5,000円(半年に1回支給)の介護手当を支給します。詳細についてはお問い合わせください。